規則農林水産省関係国家戦略特別区域法施行

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七年の大法)の大学の大法)では、農林水産省関係国家との第四項の規定に基づき、農林水産省関係国家との第四項の規定に基づき、農林水産省関係国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七

(寺刊)日上降のでまたのの最もの方法であり、第十九条第二項の規定による合意をした旨及び当該合意の内容を市町村の公報に掲載することその他意の内容を市町村の公報に掲載することその他のであり、第十九条第三項の規定による公告は、同第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」とい

第二条 法第十九条第四項の規定による報告は、(特例分担事務の処理状況の報告の方法)

その名称及び主たる事務所の所在地並びに代の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、世出してしなければならない。

を行った年月日 ジャラン・シーン・ニー 当該特例分担事務に係る処分その他の措置

の内容 | 一当該特例分担事務に係る処分その他の措置

前頁り報告書こは、当亥寺列41 その他参考となるべき事項

· )附 〕則

行する。 定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規

省令第六号) 抄附 則 (平成二八年一月二九日農林水産

(施行期日)

施行する。 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から

省令第五八号)附、則(平成二八年九月二〇日農林水産行する。

この省令は、令和五年九月一日から施行す

る。